

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更等に伴う
納入業者従業員の感染対策等について

標記について、本年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されました。このことに伴い、下記事項に留意し、安心安全な給食を実施できるよう、各事業所において従業員に周知・徹底をお願いいたします。

記

1 健康状態等の確認の徹底

各事業所の所属長は、学校給食業務担当者の健康状態等の確認を行い、担当者が体調不良の場合、製造・納品業務は行わせないでください。

納品時間に影響がでる場合は、岐阜市学校給食会へ連絡してください。

*** 6月より「体調管理シート」の提出は、必要としません。**

2 納品前の感染予防

これまで食中毒予防のために実施してきた「十分な手洗い」「使用器具の適切な消毒」などの一般的な衛生管理に努めてください。配送車についても同様に定期的な清掃、消毒をしてください。

3 納品時における注意事項

- ・納品時は、これまでと同様にマスクを着用してください。
- ・アルコール等による手指消毒を推奨します。
- ・原則として搬入口での受け渡しとします。給食室内には入らないでください。
- ・調理員に声掛けをして、納品してください。

(搬入口に置いて帰るようなことのないようにしてください)

4 その他

- ・製造・納品時以外のマスクの着用は、個人の判断となりますが、接近して会話する場合等、感染防止に効果的な場面では、着用を推奨します。
- ・基本的な感染防止対策「手指衛生」、「密回避」、「こまめな換気」は引き続き行ってください。